

# 故障安心パックプレミアム 「デバイス補償」 の手引き

引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

# I. デバイス補償概要

デバイス補償は、故障安心パックプレミアムの特典であり、対象スマートフォンに接続して使用する機器の損害を補償する保険商品です。

1. 「デバイス補償」は、故障安心パックプレミアム利用規約にて記載の申込条件を満たしている場合に限り成立するものとします。
2. 「デバイス補償」は、故障安心パックプレミアム加入の翌日以降に事故が発生した場合に適用されるものとします。
3. 事由の如何を問わず次に該当する場合は、補償することができません。  
被保険者（補償対象となる方）が補償開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）場合は、その事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

## II. ご契約の仕組み

### 1. 保険契約者

この保険はソフトバンク株式会社が保険契約者です。  
（引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社）

### 2. 被保険者（補償対象となる方）

申込者（注1）から合意を得て、対象スマートフォン／タブレット（申込者が購入した対象商品（注2）が利用されているスマートフォン／タブレットをいいます。）を利用する者（注2）（注3）が被保険者です。

- ・（注1）申込者とは、保険期間中（毎年4/1～翌年3/31の期間を指します。）に直接、間接を問わず、以下の対象商品を保険契約者から購入した方（法人を含みます。）を指します。
- ・（注2）「故障安心パックプレミアム」サービス（以下「対象商品」といいます。）
- ・（注3）法人契約の場合、法人が被保険者（補償対象者）となります。

### 3. 対象商品

保険契約者が提供する「故障安心パックプレミアム」サービス

### 4. 補償の対象期間

申込者ごとに、保険期間中に購入機種に対して対象商品を申し込んだ日の翌日（以下「保険責任開始日」といいます。）に始まり、保険満期日（注1）または対象商品の利用終了日のいずれか早い日に終わります（以下この期間を「保険責任期間」といいます。）。ただし、保険責任開始日が保険満期日の1か月以内に属する場合は、上記にかかわらず、保険責任期間は対象商品の利用終了日に終わります。

- ・（注1）保険満期日とは、II-2項（注1）に定める保険期間の末日を指します。なお、保険契約が更新された場合は、更新後の保険期間の末日を指します。

### 5. 保険適用地域

保険適用地域は「日本国内」となります。

## 6. 補償内容・支払限度額

補償内容、支払限度額は以下のとおりとなります。

デバイス補償詳細							
保険の対象の範囲	<p>(1) 保険の対象は以下のすべてを満たす機器とします。</p> <p>①被保険者またはその同居の親族が所有し、かつ占有する次の機器。 ※法人の場合、補償対象となる法人が所有し、かつ占有する機器が対象となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     スマートテレビ、パソコン、タブレット端末、Apple Watch、イヤホン、ウェアラブル端末、キーボード、スピーカー、充電器、ポータブルバッテリー                 </div> <p>②購入日した日から5年以内の機器。</p> <p>(2) (1)の規定により保険の対象とするのは、対象スマートフォン/タブレットに接続(注)して使用する機器に限ります。 (注) 接続…Bluetoothやデザリング等による接続を含みます。</p>						
保険金をお支払いする主な場合	<p>以下記載の補償対象事由に該当する場合、保険金をお支払いいたします。</p> <p>火災、落雷、破裂・爆発、盗難、破損※</p> <p>※保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害については破損の対象外となります。</p>						
支払限度額	<p>1回の事故につき、次表の支払限度額を限度として損害保険金を支払います。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>保険の対象</th> <th>支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スマートテレビ</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※他の保険契約等から保険金等(注)が支払われる場合には、他の保険契約等から支払われる保険金等(注)の額を差し引いて、損害保険金を支払います。 (注) 保険金、共済金、保証金や修理サービスを含みます。</p>	保険の対象	支払限度額	スマートテレビ	70,000円	その他	30,000円
保険の対象	支払限度額						
スマートテレビ	70,000円						
その他	30,000円						
補償限度回数	<p>当社が保険金を支払うのは、以下の回数を条件とします。</p> <p>対象商品の申込み件数1件あたり2回/年(対象商品の申込み日の翌日から1年間)</p> <p>※ただし、申込み件数が3件以上の場合は、6回/年を上限とさせていただきます。</p>						

## Ⅲ. 保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人でない方が、保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その方またはその方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の方が受け取るべき金額についてはお支払いします。
- 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたは雨漏りによって生じた損害。
- 直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または

一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)によって生じた損害

● 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性による事故に随伴して生じた損害。また、これら以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害

● 保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は保険金をお支払いします。

● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

● 直接であると間接であるとを問わず、差押え、没収、収用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置によって生じた損害の場合は保険金をお支払いします。

● 直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの方に代わって保険の対象を管理する方が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害については、保険金をお支払いします。

● 直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、かび、変色、変質、さび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害

● 紛失または置き忘れによって生じた損害

● 外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的の事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災(焦損害を除きます。)または破裂・爆発が生じた場合は保険金をお支払いします。

● 保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害(保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣により、その作業部分以外に生じた損害を含みます。)。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発が生じた場合は保険金をお支払いします。

● 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ(崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。)、落石等の水災によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害

● 詐欺または横領によって生じた損害

● 保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害。

● 真空管、電球その他これらに類似の管球類に単独に生じた損害(フィラメントのみに損害が発生した場合も含みます。)

● 保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

● 万引きその他不法侵入、暴行または脅迫の行為をなさなかった者によって盗取されたことによって生じた損害

● 検品または棚卸しの際に発見された数量の不足による損害。ただし、不法に侵入した第三者の盗取による損害の場合はお支払いします。

● 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害

● 保険契約者、被保険者または保険金受取人の従業員等が、単独または第三者と共謀して行った盗取その他の不誠実行為によって生じた損害

● 格落ち(保険の対象の価値の低下をいいます。)によって生じた損害

● 日本国外で生じた事故による損害

● 自力救済行為等によって生じた損害

● 1時間未満の電力の停止や異常な供給により、保険の対象である商品・製品・原材料等のみによって生じた損害

● 異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等の損害

- 温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害。
- 保険の対象が地中もしくは水中にある間または空中に浮遊している間に生じた損害
- 消耗品に単独に生じた損害
- 修理費中に航空運賃が含まれている場合、航空輸送によって増加した費用
- 保険契約者および被保険者が事業者（個人事業主を含みます。）である場合に、直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃の結果、保険の対象に生じた損害（ただし、火災または破裂・爆発によって保険の対象に生じた損害を除きます。）

※上記は補償の概要を説明しているものです。普通保険約款・特約が必要な場合は引受保険会社までお申出ください。

## IV. 事故が起こった場合のお手続き

### 1. 引受保険会社へのご連絡等

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、遅滞なく引受保険会社までお申し出ください。

◇デバイス補償受付窓口  
 電話 : 0120-773-070  
 受付時間：9時～17時（年中無休）

上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく引受保険会社に書面によりご通知いただく必要があります。

### 2. 保険金のご請求時にご提出いただく書類

保険金請求に必要な書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険金請求書 [デバイス補償] (原本)</li> <li>・事故状況申告書 [デバイス補償] (原本)</li> <li>・修理見積書 (盗難の場合は盗難届の受理番号を申告)</li> <li>・損傷が分かる写真</li> <li>・保険の対象を購入した日が分かる資料 (例：購入時のレシート等)</li> </ul> <p>※上記以外に保険会社が必要と判断した書類を求められる可能性があります。</p>

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（注1）をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項（注2）の確認を終えて保険金をお支払いします。（注3）（注4）（注5）

- ・(注1) 保険金請求に必要な書類は、前記の表をご覧ください。なお保険金請求に必要な書類は、別途ご郵送させていただきます。
- ・(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- ・(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を記名被保険者に通知します。

- ・(注4) 被保険者が未成年者(満18歳未満)の場合、親権者からの請求となります。
- ・(注5) 申込者が法人の場合は、法人名義で請求をお願いいたします。

■保険金の請求時効は事故の翌日から起算して3年を経過した場合は、消滅します。

## V. ご留意いただきたいこと

- ご不明な点については、デバイス補償受付窓口までお問い合わせください。

### 【個人情報の取扱いについて】

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。